

(一財) 三重県職員互助会 三重県庁厚生棟食堂事業委託業務仕様書

1 委託業務名 (一財) 三重県職員互助会 三重県庁厚生棟食堂事業委託業務

2 委託業務の目的

(一財)三重県職員互助会(以下「互助会」という。)では、三重県庁職員の福利厚生の一環として運営する三重県庁厚生棟食堂等について、安定した経営と良質なサービスの提供が可能な施設とすることを目的とし、業務を委託する。

3 業務委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

ただし、業務内容が良好であると認められる場合には、最大2回(1回につき3年間)まで契約を更新することがあります。

また、営業は原則として平成30年4月2日(月)から開始してください。

4 経費負担等

(1) 委託料

互助会からの委託料は発生しません。

(2) 光熱水費

受託者の負担とします。

(3) 電 話

各施設に設置してある電話は内線専用です。

外線電話が必要な場合は、受託者の負担で設置してください。

(4) 契約保証金

1,000,000円

(5) そ の 他

人件費、廃棄物処理費、その他運営に要する経費は受託者が負担してください。

4 事業実施場所

ア 職員食堂(津市広明町13番地)

県庁厚生棟1階: ホール298㎡(約190席)、厨房・事務所146㎡

県庁厚生棟地階: 飲食スペース64㎡、厨房10㎡、倉庫15㎡、更衣室7㎡

※地階の食事スペース及び厨房は、現在喫茶店として使用している部分です。

イ 県庁行政棟自動販売機(津市広明町13番地)

行政棟R階自動販売機コーナー: ホール55㎡、厨房14㎡

行政棟1階東側渡り廊下 1㎡

ウ 吉田山会館自動販売機(津市栄町1丁目891)

吉田山会館1階階段横 1㎡

エ 栄町庁舎自動販売機(津市栄町1丁目954)

栄町庁舎6階エレベータ前 1㎡

5 委託業務内容等

(1) 運営方法

運営方法は直営とし、運営会社がフランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せたり、運営会社のフランチャイズ加盟者等が運営を行ったりすることはできません。

(2) 基本コンセプト、販売形態等

基本コンセプト	<p>職員の福利厚生を増進を図るため、職員の需要に合致したメニュー構成及び多人数の利用者に対応した食事を提供してください。職員食堂は職員以外の来庁者も利用しますが、外部の顧客への配達・営業を目的とした施設の使用はできません。現行の喫茶店を含み、施設内は禁煙です。</p> <p>また、現行の喫茶店について、喫茶としての需要が低下しているため、本募集においては職員食堂（昼食等）の一部として、提案を求めます。</p> <p>なお、現行では行政棟R階での弁当販売、行政棟各所属及び周辺庁舎等への出前・配達、自動販売機（以下「自販機」という。）の運営（後述）や、イベントへの配達等も行っていますので、考慮して下さい。</p>
メニュー等	<p>現行のメニュー、商品構成、価格帯を参考に自由に提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂でのアルコール類の提供は禁止とします。 ・食堂の利用者に湯茶の提供を行ってください。 ・運営開始後に価格・メニュー構成等を変更しようとする場合には、事前に互助会に協議してください。
現行	<p>職員食堂（厚生棟1階） 特別セット（620円）、日替り丼（420円）、日替りランチ（520円）、ヘルシーランチ（450円）、カレー（360円）、カツカレー（460円）、ごはん（大160円、中100円、小80円）、味噌汁（50円）、アラカルトメニュー（210円、260円、310円）、小鉢（50円、100円）、日替りラーメン（420円）、うどん（360円）、そば（360円） テイクアウト弁当（390円）、その他トッピング、おにぎり等販売</p> <p>喫茶店（厚生棟地階） カレーライス（360円）、ハヤシライス（420円）、サラダ（150円）、トースト（260円～380円）、サンドイッチ（280円、300円、400円）、コーヒー（290円）、紅茶（290円）、オレンジジュース（260円）等</p>
配膳形態等	<p>現行方式を参考に、自由に提案してください。利用者にとって分かりやすく、衛生的で効率的な配膳形態としてください。</p>
現行	セルフサービス方式で料金後払い、各所属・会議室等へ弁当の出前あり
販売形態	現金（チケット含む）による販売を原則としますが、公費等で支払う場合、掛売の販売となります。その際、納品書、請求書を発行し、口座振替による販売を行ってください。
自販機	上記4の事業実施場所において、職員の福利厚生のため、現行を参考として自販機の設置を提案してください。
現行	行政棟R階自販機コーナー 飲料6台、菓子・パン1台、即席めん1台 行政棟東側渡り廊下 タバコ1台 吉田山会館1階階段横 飲料1台 栄町庁舎6階 飲料1台
清掃	委託場所のうち、厨房内の清掃は受託者が実施してください。その他の部分の床清掃は原則として庁舎管理者が行いますが、受託者においても清潔な

	環境を保つよう努めてください。
廃棄物処理	受託者が営業活動において排出した廃棄物は、受託者の責任で回収、処分を行ってください。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	営業日は庁舎の開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日以外の日）とします。
営業時間	下記の勤務時間内で自由に提案してください。ただし、下記の開庁時間以外は、一般の立入りはできません。（11：30～13：30は必須） なお、自販機については時間外を含め営業をお願いします。 【勤務時間】 8時30分から17時15分まで 【開庁時間】 8時00分から18時00分まで
現行	<p>昼食 11：30～13：30（出前・配達受付9：30～10：30） 夕食 17：30～18：30（月曜日、火曜日及び木曜日） 喫茶 8：00～16：00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間外や開庁日以外であっても、県等からイベントへの出前等の要請があれば対応しています。 ・食堂の西側は、営業時間外（14：00～16：00又は17：00）に、県の打合せ・作業スペースとして使用しています。 <p>利用件数（日によって変動あり） 昼食約400食、テイクアウト・配達約60食、夕食約30食、 喫茶約65食（サンドイッチ販売、コーヒーのみ利用等を含む） 参考：勤務職員数は約2,300人</p>

(4) 備品等

備品	<p>既存の食堂備品については、無償で貸与します。 追加備品が必要な場合は、原則として受託者において整備してください。ただし、受託者と互助会で協議のうえ、互助会及び県が必要と認めた備品については、公費により追加整備できる場合があります。 また、既存備品について、3万円以下で実施できる小規模な修繕は受託者の負担で行ってください。</p>
参考	別紙：備品一覧表のとおり
調理用品等	調理用品、什器等については、原則として受託者において必要なものを整備してください。

(5) 施設改装等

施設の改装が必要な場合は、事前に互助会及び庁舎管理者と協議のうえ、受託者の負担において改装してください（電気工事等を含む）。

改装時期については、現受託者、新受託者、互助会及び庁舎管理者と協議し決定します。なお、業務委託期間が満了したときは、受託者の負担により使用施設の施設設備等を原状に回復し、返還しなければなりません（互助会及び県が原状回復の必要がないと認めた場合を除く）。

(6) その他

ア 互助会の求めに応じ、売上や食数等を報告してください。

イ 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

- ウ 業務の遂行にあたっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、三重県庁舎管理規則（昭和 41 年規則 36 号）等の食堂を管理運営するための業務に関連する全ての法令等を遵守することとします。
- エ 受託者は、食品衛生法第 52 条の規定による営業の許可を受けるものとし、これに要する費用は受託者の負担とします。
- オ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。このことは、委託業務終了後も同様とします。
- カ 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (ウ) 互助会に報告すること。
- (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、互助会と協議を行うこと。
- また、契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- キ 県庁及び周辺庁舎では、本件事業とは別に、以下の売店・自販機等が営業していますので、提案の際の参考としてください。（平成 29 年 11 月 1 日時点）
- ・厚生棟地階 売店（ファミリーマート）及び自販機（飲料 4 台）
 - ・厚生棟地階 就労支援事業所等によるパン、弁当やおにぎり等販売等
 - ・行政棟 1 階 自販機（飲料 2 台）
 - ・議会棟 1 階 喫茶店
 - ・栄町庁舎 1 階 自販機（飲料 1 台）
- ク 職員食堂厨房の給排水管等の老朽化のため、上記 3 の業務委託期間（又は更新時の委託期間）内に、施設の更新工事を行う可能性があります。その場合には、受託者と協議のうえ、職員食堂の一時休業等の対応を決定します。